

第4回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

令和4年5月9日提出

I 件数 7件

【内訳】議案 6件 (条例関係2件、予算関係3件、その他1件)
報告 1件 (専決処分の報告1件)

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第60号 議案第61号	専決処分の報告及びその承認について
------------------	-------------------

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第5号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 令和4年3月31日専決】

【趣旨】

1 専決処分の理由

令和4年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

2 改正の概要

(1) 固定資産税関係

○固定資産税の負担調整措置(附則第12条)

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行:5%)とするもの

(2) その他法改正に伴う改正(条項ずれの反映ほか)

3 改正による影響額

固定資産税の負担調整措置関係	筆数	影響額
	3,988筆	▲1,080万円

4 施行日 令和4年4月1日

**【専決第6号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
令和4年3月31日専決】**

【趣旨】

1 専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

2 改正の概要

国民健康保険税に係る課税等限度額の引上げ【第2条・第21条】

区 分	改正後	改正前
基礎課税額に係る課税等限度額	65万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税等限度額	20万円	19万円

※ 介護納付金課税額に係る課税等限度額は変更なし（17万円）。

3 改正による影響額（令和3年度末における所得と按分率による試算）

区 分	試算額
基礎課税額分	146万円（2万円×73世帯）
後期高齢者支援金等課税額分	72万円（1万円×72世帯）
計	218万円

4 施行日 令和4年4月1日

《補正予算関係》

議案第62号	令和4年度南相馬市一般会計補正予算について
議案第63号	令和4年度南相馬市病院事業会計補正予算について
議案第64号	令和4年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

【趣旨】

令和4年3月16日発生福島県沖地震に伴い被災した施設の災害復旧など、緊急に対応すべき予算を計上するもの。

《その他》

議案第65号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	小高園芸団地地域営農支援施設整備事業（飯崎・大田和）建設（第2期）工事
施工場所	南相馬市小高区飯崎字南原地内外
契約の金額	487,850,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和5年1月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号 クボタアグリサービス株式会社

【予定価格】

予定価格	530,079,000円（消費税を含む。）
落札率	92.03%

【入札結果】

（消費税別）

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
クボタアグリサービス株式会社	443,500,000円		落札
株式会社南東北クボタ福島支店	463,450,000円		

【工事概要】

パイプハウス 38棟

施設付帯設備工事

外構工事

【施工場所位置図】



【完成イメージ図】



《 報告 》

報告第3号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和4年3月14日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方

福島県福島市鳥谷野字天神20番地1
株式会社トヨタレンタリース福島

2 損害賠償の額

40,039円

うち保険等により補てんされる額 40,039円
市が自ら負担する額 0円

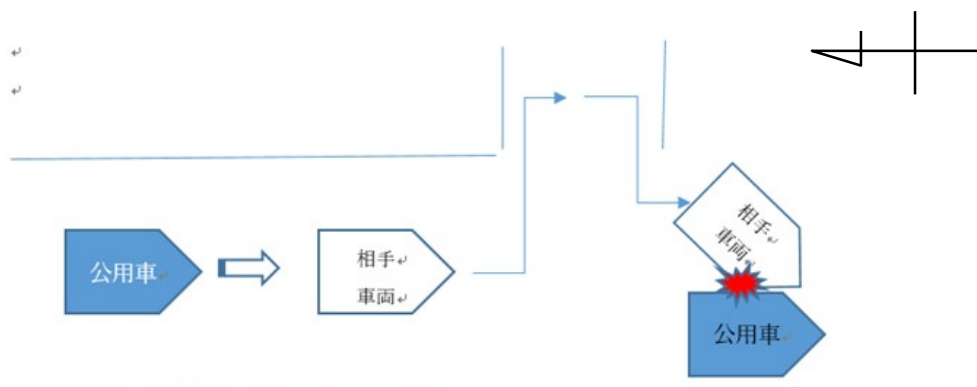
3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和3年11月22日（月）午後1時30分頃、原町区上太田字上ノ内地内の市道鶴谷陣ヶ崎線において、前方を走行中の相手方車両が左折後すぐに同市道に再進入してきたため、公用車の左側前方側面と相手方車両の右側前方側面が衝突したもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故（人身事故なし）



【専決第4号 工事請負変更契約の締結について 令和4年3月16日専決】

1 専決処分の理由

令和3年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和4年3月16日付けで専決処分したものを。

2 変更契約の内容

契約の目的		社会資本整備総合交付金事業（復興）道路改良舗装（1－7号線 第2換地区外）工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市鹿島区南柚木字水神下地内外
契約金額	変更前	417,774,500円
	変更後	421,789,500円
	増額する額	4,015,000円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	構造物撤去工の変更	<p>構造物撤去工において、当初アスファルトの厚さを5cmとして積算していたが、既設アスファルト舗装版破碎の際に設計より平均2cm厚いことが確認されたことから、アスファルト殻運搬費、及び殻処分費を実績変更するもの。</p> <p>アスファルト殻運搬費 $V=834\text{ m}^3 \rightarrow V=1,092\text{ m}^3$ アスファルト殻処分費 $W=1,810\text{ t} \rightarrow W=2,359\text{ t}$</p>

